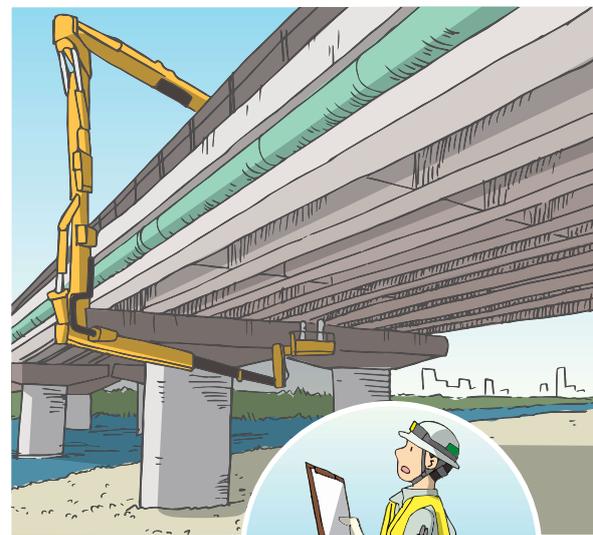




仙台市道路事業方針

令和3年4月
仙台市



目次

第1章	概要.....	1
1-1.	背景と概要.....	1
1-2.	計画期間.....	1
1-3.	位置付け.....	2
第2章	これまでの取り組み.....	4
2.	前道路事業方針のふりかえり.....	4
第3章	本市の道路をとりまく状況と変化.....	6
3-1.	仙台市をとりまく状況と変化.....	6
3-2.	道路事業に関する全国的な動向.....	11
第4章	基本方針.....	15
4.	基本方針.....	15
第5章	主要施策.....	16
5-1.	基本方針1 安全で安心な暮らしを支えるみちづくり.....	16
5-2.	基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり.....	24
5-3.	基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり.....	31
第6章	道路事業の推進に関する施策.....	38
6.	道路事業の推進に関する施策.....	38
【用語解説】	42

本文中、「○○○※」とある用語は、【用語解説】に説明を記載しています。

第1章 概要

1-1. 背景と概要

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行を担い、人や物資の輸送に必要不可欠な施設です。また、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの収容空間としての役割のほか、事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど、市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつです。

本市の道路事業は、平成24年度に策定した「仙台市道路事業方針」に基づき、東日本大震災[※]からの復旧・復興をはじめとした様々な取り組みを行い、令和元年11月にはかさ上げ道路[※]が開通するなど、着実に事業を推進してきました。

策定からまもなく9年が経過するなか、安全対策の必要性の高まりや自然災害に対する防災・減災の取り組み、そして、仙台市基本計画で示された2021年からの新たなまちづくりへの対応など、本市の道路事業をとりまく状況は大きく変化しています。

本事業方針は、こうした変化を踏まえ、今後の道路事業の基本方針と主な取り組みを示すものです。

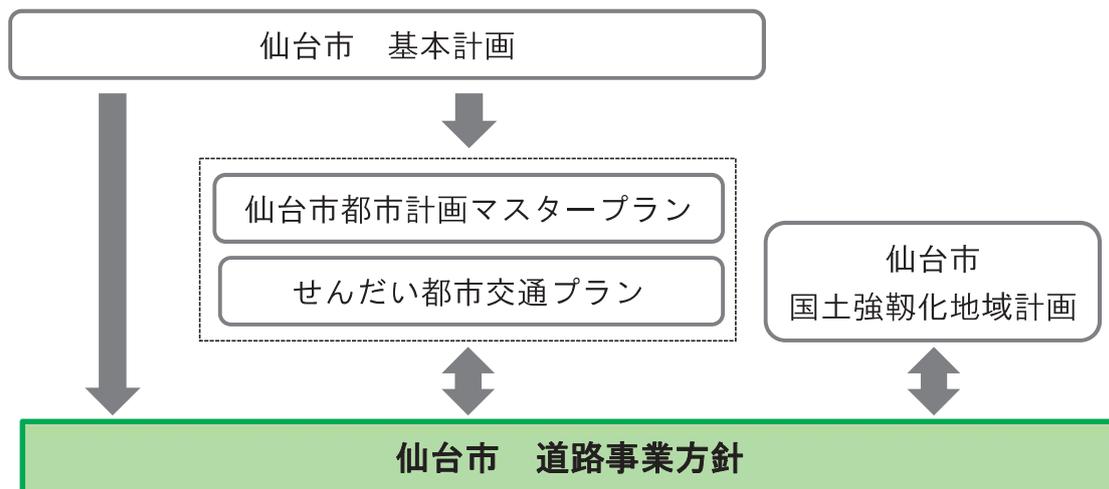
1-2. 計画期間

本事業方針の計画期間は、仙台市基本計画に合わせ2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中に道路事業をとりまく社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本事業方針の見直しを行います。

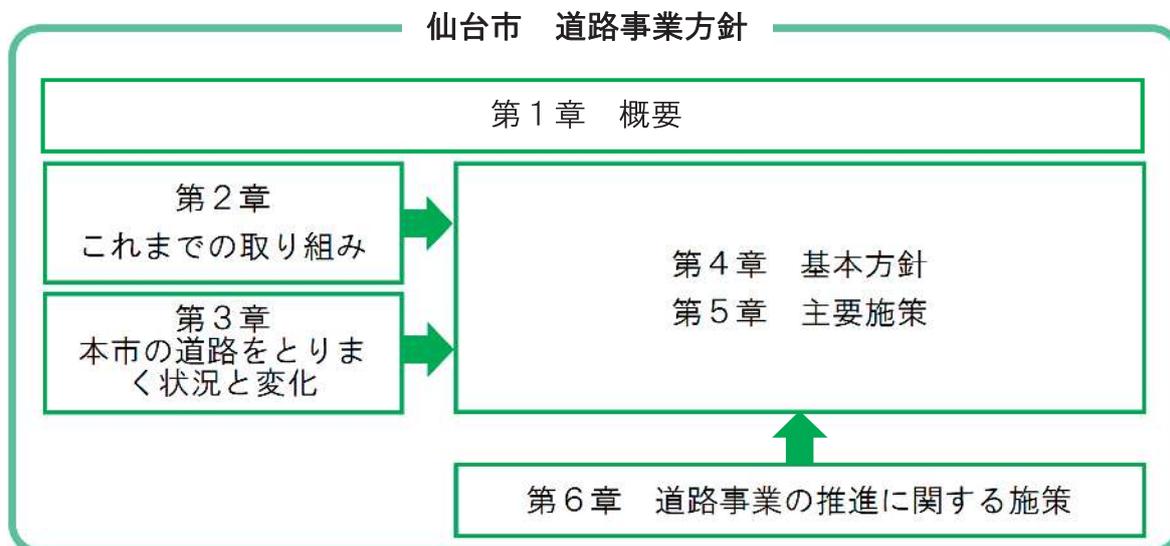
1-3. 位置付け

本事業方針は、仙台のまちづくりの指針である「仙台市基本計画」を上位計画とします。また、本市の都市計画の基本的な方針である「仙台市都市計画マスタープラン」や交通政策の指針である「せんだい都市交通プラン」、防災・減災に資する施策を総合的に示した「仙台市国土強靱化地域計画」を主な関連計画とし、その他道路に関する各種計画と連携を図ってまいります。



本事業方針の構成

本事業方針では、本市の道路事業の「これまでの取り組み」や道路に係る本市の状況及び国の動向等をまとめた「本市の道路をとりまく状況と変化」から、道路事業の「基本方針」を定めるとともに、具体的な取り組みである「主要施策」を示します。また、仙台市基本計画における“未来をつくる市政運営”を踏まえ、道路事業を適切に運営し、各施策を着実に進めていくための「道路事業の推進に関する施策」を示します。



■仙台市基本計画の概要

まちづくりの理念

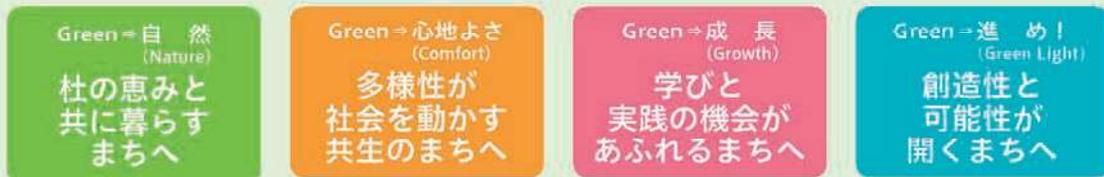
挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～“The Greenest City” SENDAI～

- 連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤として、世界からも選ばれるまちを目指し、まちづくりの理念に「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を掲げます。
- 副題の「“The Greenest City” SENDAI」は、「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、様々な意味を込めるとともに、最上級を表す「est」を付すことで、世界を見据えて常に高みを目指すまちづくりの方向性を示したものです。

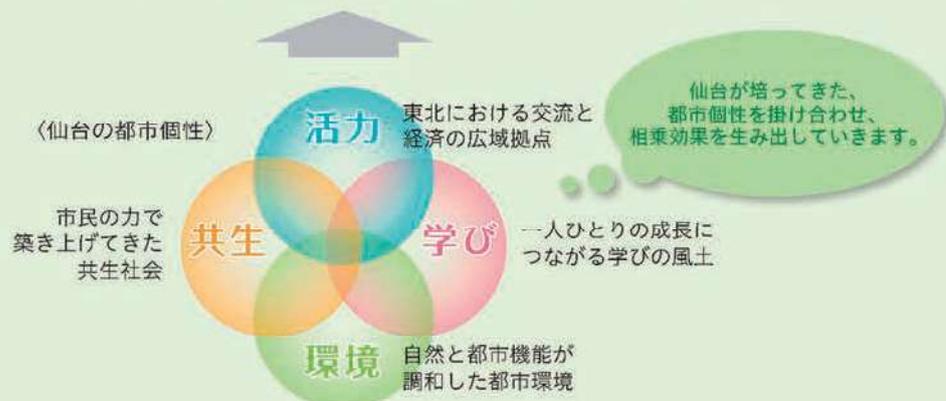
※「The Greenest City」という言葉は世界的に使われ始めており、都市緑化率や環境問題への取り組み度合いなどの指標も盛り込まれた、都市の住みやすさを表現する言葉の一つです。

目指す都市の姿

- 協働によるまちづくりを積み重ね、これまで培ってきた仙台の都市個性「環境」「共生」「学び」「活力」を見つめ直し、それぞれを深化させた、以下の4つの「目指す都市の姿」を掲げます。
- 4つの「目指す都市の姿」に、それぞれの「Green」という言葉の意味を重ね、目指す都市の姿を実現することで、「The Greenest City」に近づく、との想いを込めています。



- 豊かな自然・市民の暮らし・都市機能が調和した、風格を備え住みよさを実感できるまち
- 心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らすことができるまち
- 子どもたちが健やかに育ち、学ぶ喜びを実感できるまち
- 新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化・社会課題解決・東北の活力につながるまち
- 災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
- 一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を社会全体の力に変えるまち
- すべての人に成長の機会があふれ、東北や世界の未来にも貢献する人材を次々と輩出するまち
- グローバルな経済活動や多彩な交流が生まれるまち



第2章 これまでの取り組み

2. 前道路事業方針のふりかえり

前道路事業方針（平成 24 年度策定、平成 28 年度見直し）では、次の 5 つの方向性に基づき道路事業の取り組みを進めてきました。

これまでの主な取り組み

①津波からの減災による東部地域の再生に資するみちづくり

- 津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、堤防機能を付加したかさ上げ道路の整備や、人や車が内陸部方向に円滑に避難できる避難道路[※]の整備を行いました。

【東部地区に整備されたかさ上げ道路】



②すべての人が安全・安心に利用できるみちづくり

■災害リスクと老朽化への対応

- 災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路[※]を中心に、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を実施してきました。
- 平成 25 年度の道路法改正により、5 年に 1 回の頻度の点検が法定化された橋梁やトンネル、横断歩道橋など大型の道路構造物については、平成 30 年度までに 1 巡目の点検が完了しました。

【道路法面の防災対策】



■くらしの安全への対応

- 登下校時の児童の安全を確保するため、平成 26 年度に策定した「通学路の安全確保に関する取組方針」に基づき、学校関係者、宮城県警察、仙台市が一体となって、通学路の合同安全点検や対策を実施してきました。
- 歩行者が安全に通行することができるよう、歩道及び自転車利用環境の整備や改善を進めてきました。

【通学路の合同安全点検】



③公共交通の利便性の向上を図り、利用を促進するみちづくり

- ・ 公共交通を利用した移動しやすい快適な交通環境を確保するため、岩切駅において自由通路やエレベーター、自転車等駐車場の整備を行い、平成30年11月に供用を開始しました。

④交流・物流を支援し、地域経済の成長に資するみちづくり

- ・ 公共交通を中心とした交通体系や、災害時も含めた人流・物流などの都市活動を支える道路ネットワークを構築するため、都市計画道路^{*}の整備を進め、元寺小路福室線（宮城野橋工区）、宮沢根白石線（浦田工区）等の整備が完了しました。

【都市計画道路元寺小路福室線】
（宮城野橋工区）



【都市計画道路宮沢根白石線】
（浦田工区）



⑤杜の都にふさわしい美しい景観・街並みを形成するみちづくり

- ・ 緑豊かで快適な歩行空間の創出を目的とし、青葉通において道路空間の再構成を行い、平成29年10月に第I期工区の整備が完了しました。
- ・ 活力にあふれたまちの賑わい創出のため、定禅寺通や青葉通、泉中央駅のペDESTリアンデッキなどにおいて、道路空間を活かしたイベントの開催や地域活動を支援してきました。

【道路空間の再構成を行った青葉通】



第3章 本市の道路をとりまく状況と変化

3-1. 仙台市をとりまく状況と変化

道路事業に関係する本市をとりまく状況と変化として、次のようなものがあげられます。

道路に対する市民意見

- ・ 仙台市新総合計画への反映を目的に、令和元年8月から9月に全市民アンケートを行いました。アンケート結果では、「未来に向けて力を入れるべきだと思う取り組み」において、道路・橋整備の意見の数が7位（71分類中）となっており、道路整備に対する市民の関心の高さがうかがえました。

【未来に向けて力を入れるべきだと思う取り組み（小分類上位10位）】

順位	分類内容	意見の数
1位	子ども・子育て支援	592
2位	公共交通	505
3位	教育・学力	486
4位	杜の都・緑・景観	478
5位	高齢者福祉・介護	398
6位	いじめ・不登校対策	382
7位	道路・橋整備	341
8位	地域経済	234
9位	音楽ホール整備	213
10位	観光・誘客促進	209

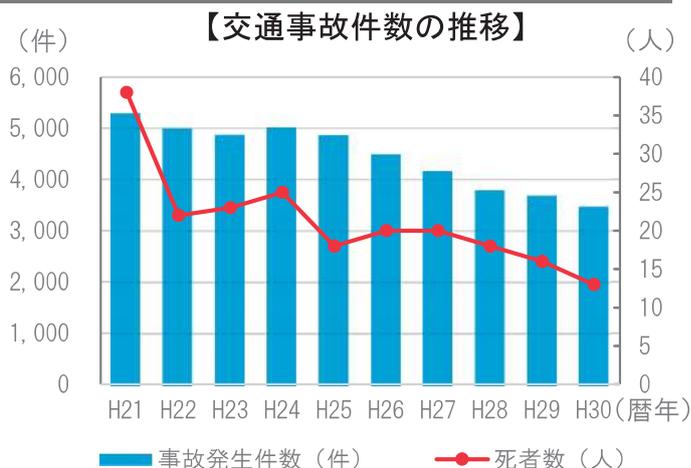
【アンケート意見の抜粋（道路関連）】

- ✓ 幹線道路につながる市道の整備及び歩道の整備。（女性、60代）
- ✓ 通学路の白線が消えかかっているところが多い。安全に登下校できるよう整備してほしい。（男性、40代）
- ✓ 交通網の整備が必要。仙台市内の各団地等から地下鉄の駅まで、渋滞をなくすための道路整備が特に必要。（男性、70代）
- ✓ 市内全体のバリアフリー化と防災。特に減災に強い市にしてほしい。（女性、40代）

出典：仙台市「全市民アンケート」

交通事故件数の推移

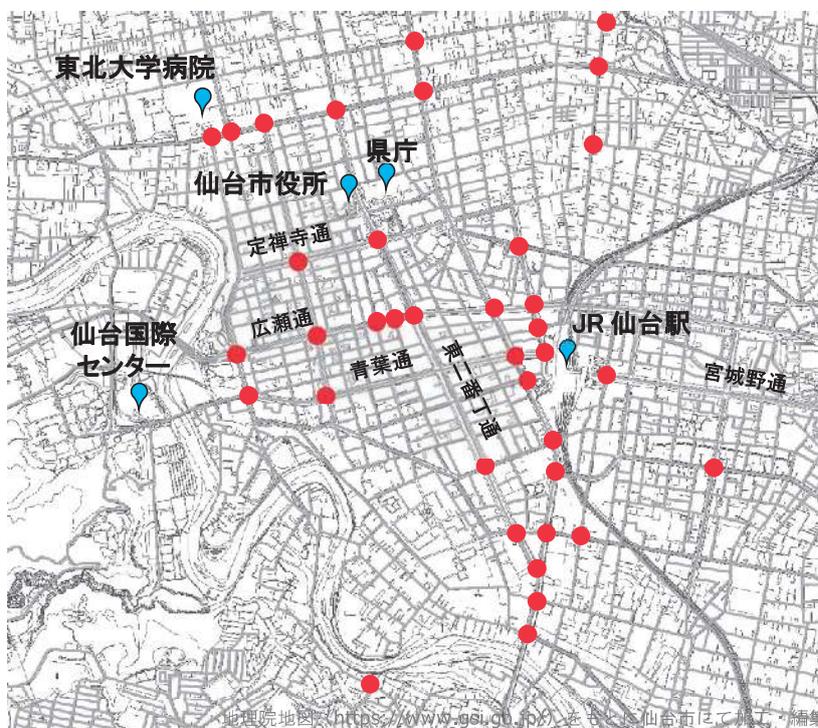
- 市内の交通事故は、事故件数及び死者数ともに減少傾向にあります。交通安全対策や生活道路の整備など、全ての人が安全・安心に利用できるみちづくりに一定の効果があったものと考えられ、引き続き交通事故の減少に寄与する取り組みを進めていく必要があります。



仙台市における渋滞の発生状況

- 県内では、宮城県渋滞対策連絡協議会を設置し、道路管理者（国・県・各市町村）、交通管理者（宮城県警察）、交通事業者が一体となり、渋滞対策に取り組んでいます。協議会においては、速度状況のモニタリング等を行い、平成 24 年度に県内の主要渋滞箇所[※]251 箇所を指定しました。そのうち、仙台市内は約 5 割を占め、都心部を中心に慢性的な渋滞が多く発生している状況です。

【市都心部の主要渋滞箇所（●）】



出典：宮城県渋滞対策連絡協議会資料より仙台市にて作成

都市計画道路の整備延長と整備率

- 令和2年4月1日現在において、都市計画道路の整備率は約85%となっています。近年では、環状道路や放射状道路など、都市の骨格をなす幹線道路の整備を優先的に進めています。ネットワークが形成されていない区間もあります。円滑な交通を図るため、引き続き都市計画道路の整備を推進する必要があります。

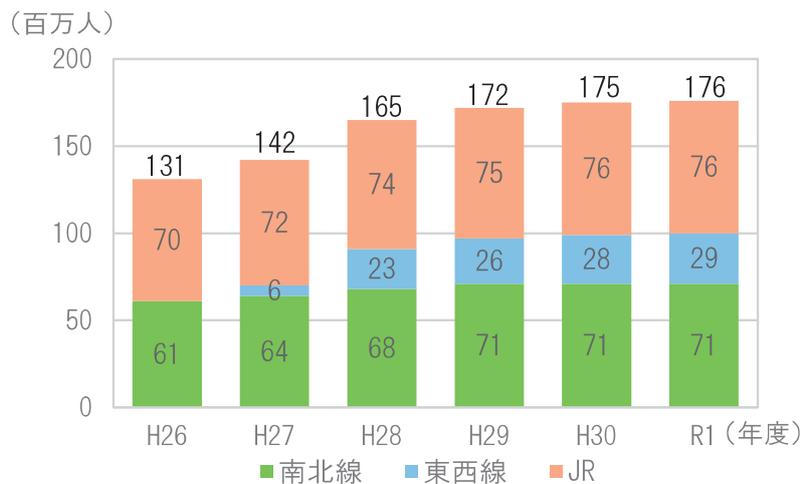
【都市計画道路の整備延長と整備率】



鉄道利用者数の推移

- 平成27年の地下鉄東西線の開業により、鉄道利用者数は増加しています。本市の掲げる公共交通を中心とした交通体系の構築が進んでいるものと考えられます。

【鉄道利用者数の推移】



出典：仙台市「Data 仙台 2020（交通・運輸）」より作成

※H27の東西線は、開業日である平成27年12月6日以降の値
 ※南北線・東西線の乗車人員には、相互路線の乗換分を含む

都心の活性化

- ・ 経済・交流の中心的舞台である仙台都心に新たな息吹を吹き込み、都市機能の向上を図る「せんだい都心再構築プロジェクト」が令和元年7月に始動しました。都心全体の回遊性や賑わいの向上のため、より一層の道路空間の利活用を図る必要があります。

【杜の都・仙台のシンボルロードである定禅寺通の将来イメージ】

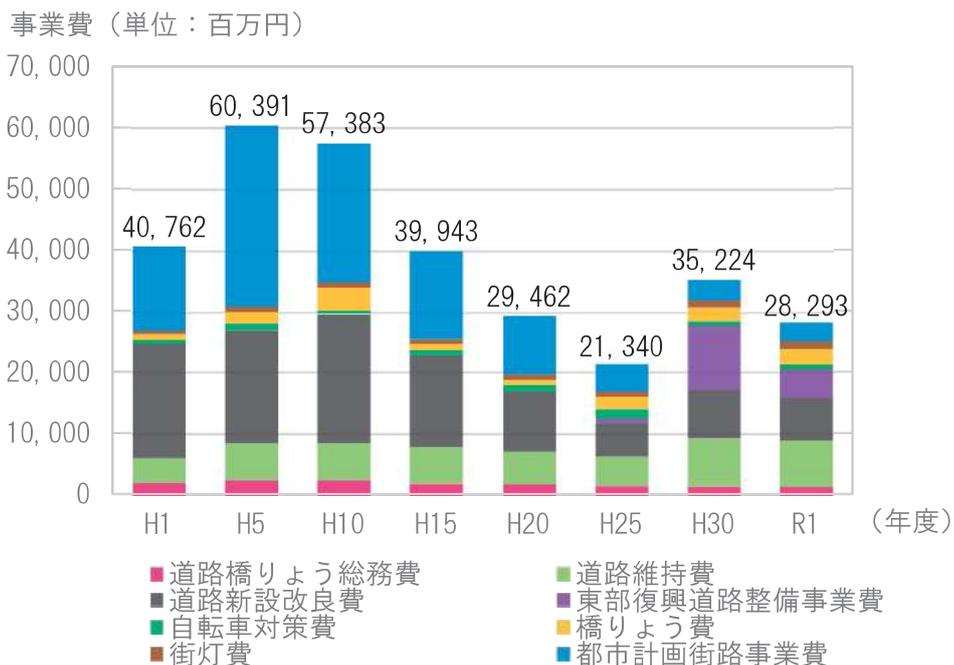


出典：仙台市「せんだい都心再構築プロジェクト」

道路関係事業費（決算）の推移

- ・ 道路関係事業費は、ピーク時の平成5年度～平成10年度に比べ大きく減少しています。道路のサービスレベルを維持しつつ、新たな整備を推進していくためには、より効率的かつ効果的に予算を執行していく必要があります。

【道路関係事業費（決算）の推移】



SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- ・ SDGs（Sustainable Development Goals）とは2015年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めています。
- ・ 本市においても、2030年のあるべき姿とその実現に向けた2020年度から2022年度までの取り組みを明らかにした「仙台市SDGs未来都市計画」を令和2年8月に策定しました。
- ・ 本事業方針では、下記の17のゴールのうち、主に9「産業と技術革新の基盤をつくろう」11「住み続けられるまちづくりを」が関連します。本事業方針に基づき、道路事業を推進することにより、SDGsの達成に貢献していきます。

【SDGsの17のゴール（目標）】



出典：外務省

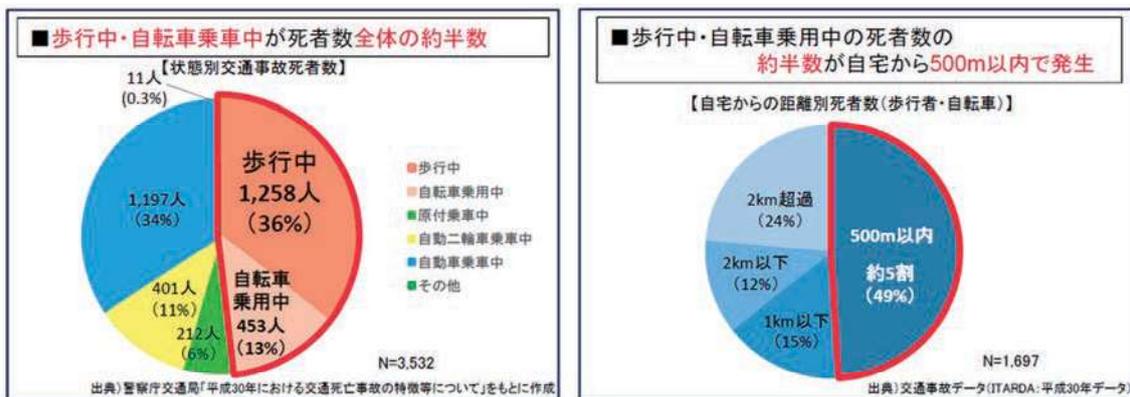
3-2. 道路事業に関する全国的な動向

道路事業に関する全国的な動向として、主に次のようなものがあげられます。

生活道路の交通安全対策

- ・ 集団で歩行中の子どもが犠牲となる痛ましい事故をうけて、関係者が一丸となり、園児等を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保が求められています。
- ・ 現在、交通事故による死者の約半数が歩行中・自転車乗用中の事故であり、更にその約半数が自宅から500m以内の身近な道路で発生しています。また、人口あたりの事故件数では、死傷事故では小学生、死亡事故では高齢者が多い状況になっています。全ての人々が安全・安心に道路を利用できるよう、引き続き生活道路の交通安全対策を進める必要があります。

【交通事故の現状】

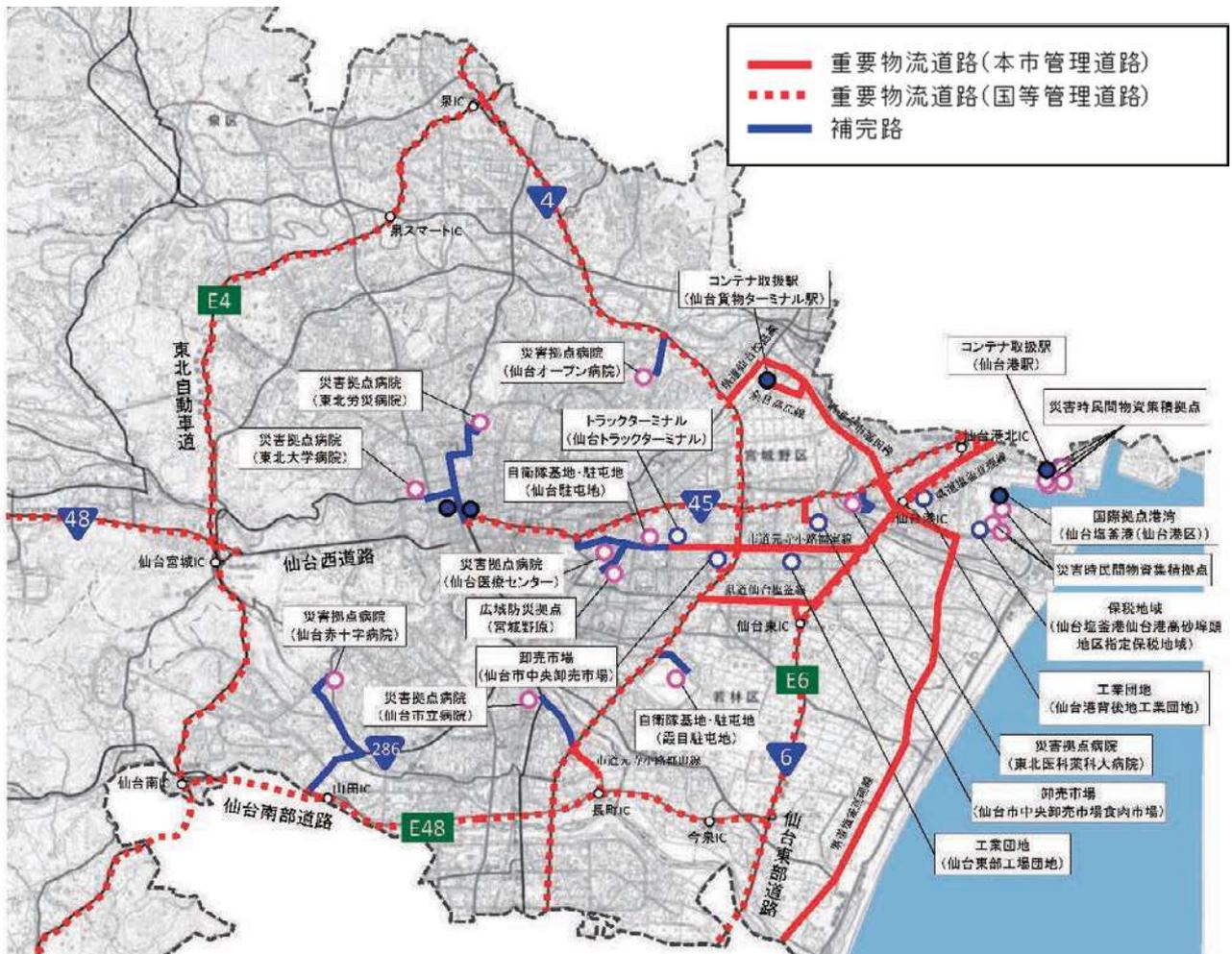


出典：国土交通省

物流交通の重要性

- 平成 30 年 9 月の「道路法等の一部を改正する法律」の施行により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路[※]」として指定し、機能強化等を行う制度が開始されました。
- 本市においても、平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月に物流上重要な拠点を結ぶ幹線道路等が重要物流道路として指定されました。
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により、自動車交通量が大幅に減少する中であっても大型自動車の交通量は大きく落ち込んでおらず（新たな広域道路ネットワークに関する検討会中間とりまとめ（R2.6.8 国交省））、新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、物流が国民の生活に欠かすことのできないものであることが改めて強く認識されました。物流交通の観点から、更なる道路ネットワークの強化を図る必要があります。

【本市の重要物流道路等の指定状況】



<連絡する拠点>

重要物流道路	都市(地方中核都市等)	●
	空港・港湾・鉄道貨物駅(拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	●
	物流拠点(トラクターミナル、工場団地等)	○
補完路	防災拠点(備蓄基地、総合病院等)	○

災害の激甚化・頻発化・広域化

- 令和元年東日本台風[※]をはじめ、近年では毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する国土強靱化[※]の推進が求められています。
- 本市の道路においても、令和元年東日本台風により道路法面の崩壊等の被害をうけました。引き続き、道路の防災・減災対策を進める必要があります。

【近年の自然災害の発生状況】

【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年4月熊本地震】 【平成28年8月台風第10号】 【平成29年7月九州北部豪雨】



①鬼怒川における浸水被害
(茨城県常総市)



②阿蘇大橋地区の
大規模土砂災害
(熊本県南阿蘇村)



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)



④赤谷川における
土砂・洪水氾濫及び流木による被害
(福岡県朝倉市)

【平成23年1月霧島山噴火】
(H29.10、H30.3噴火)



⑤新燃岳噴火による広域降灰被害
(鹿児島県霧島市)

【平成30年7月豪雨】



⑥小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

【平成30年9月台風第21号】



⑦神戸港・関空における浸水被害
(兵庫県神戸市、大阪府泉佐野市)

【平成30年9月北海道胆振東部地震】



⑧厚真町の大規模土砂災害
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年8月前線に伴う大雨】 【令和元年9月台風第15号】 【令和元年10月台風第19号】



⑨牛津川の浸水被害
(佐賀県小城市)



⑩倒木の状況
(千葉県鴨川市)



⑪千曲川における浸水被害
(長野県長野市穂保地先)



出典：国土交通省

【令和元年東日本台風による本市の被害状況】



無電柱化の推進

- ・ 近年の災害の頻発化・激甚化、高齢化の進展、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されました。
- ・ 令和元年房総半島台風^{*}では、電柱約 2,000 本が破損・倒壊し、最大停電戸数が約 93 万戸におよぶなど、大規模な被害が発生しました。防災対策として、無電柱化を推進することが強く求められています。

【令和元年房総半島台風による被害状況】



出典：国土交通省

【令和元年東日本台風による本市の被害状況】

